



タワークレーンの組立・設置に伴う 全面通行止及び歩道等の通行規制について

タワークレーンの組立・設置に伴い、下記のとおり交通規制及び道路占有を行います。

- **全面通行止** 令和5年7月18日（火）から令和5年7月20日（木）まで
- **歩道等の通行規制** 令和5年7月10日（月）から「桐生市新本庁舎建設工事」終了まで
- **その他** ・全面通行止及び歩道等の通行規制場所については別紙のとおりです。
 - ・荒天などにより変更する可能性があります。
 - ・施工中は交通誘導員を配置し、交通誘導を行います。
 - ・予告看板を設置し、通行者への周知を図ります。
 - ・全面通行止めによって影響があると思われる住居等については、施工業者（関東・吉田・桐生・野村桐生市新本庁舎建設工事JV）が個別訪問のうえ、説明を行います。



【問い合わせ】

総務部総務課庁舎建設準備室
担当：青木・寺嶋
電話：0277-46-1111（内線221・559）

都市整備部建築住宅課建築係
担当：岡部・吉川
電話：0277-46-1111（内線627・628）